

「(仮称)長野広域連合B焼却施設」  
整備及び運営事業

公募説明書

平成 29 年 7 月

長野広域連合



# 目次

## 用語の定義

1 公募型プロポーザルに付する事項	1
1-1 事業名	1
1-2 事業の目的	1
1-3 事業予定地	1
1-4 事業期間	1
2 担当部局	1
3 事業内容等	2
3-1 事業内容	2
3-2 事業手法	2
3-3 契約の形態	2
3-4 民間事業者が実施する業務の範囲	3
3-4-1 事前準備	3
3-4-2 設計・施工業務	3
3-4-3 運營業務	3
3-4-4 事業期間終了時の対応	4
3-4-5 地域経済への貢献	5
3-4-6 その他	5
3-5 連合が実施する業務の範囲	5
3-5-1 事前業務	5
3-5-2 本施設等の設計・施工に係る業務	5
3-5-3 本施設の運営に係る業務	5
4 応募者の審査及び選定	6
4-1 審査及び選定の手順	6
4-2 選定スケジュール（予定）	8
4-3 事業者選定委員会の設置	8
5 募集要項	9
5-1 募集要項の構成	9
5-2 募集要項（第1部）の公表	9
5-3 募集要項（第1部）に対する質疑・回答	9
5-3-1 質疑の受付及び回答スケジュール	9
5-3-2 質疑の方法	9
5-3-3 回答方法	10
5-4 募集要項（第2部）の送付	10
5-5 募集要項（第2部）に対する質疑・回答	10
5-5-1 質疑の受付及び回答スケジュール	10
5-5-2 質疑の方法	10
5-5-3 回答方法	10

6	応募者の参加資格要件	10
6-1	応募者の構成	10
6-2	応募者の参加資格要件	11
6-2-1	共通の参加資格要件	11
6-2-2	本施設等の設計・施工を行う企業	12
6-2-3	本施設の運転を行う企業	13
6-2-4	本施設の維持管理を行う企業	13
6-2-5	本施設の副生成物の処理及び運搬を行う企業	14
6-3	参加資格の喪失	14
7	資格審査	14
7-1	資格審査申請書類の提出	14
7-2	代表企業が提出する資格審査申請書類	14
7-3	資格審査申請書類の提出方法	15
7-4	参加資格要件の確認方法	15
7-5	資格審査結果の通知	16
7-6	参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	16
8	個別質疑	16
8-1	個別質疑の位置づけ	16
8-2	質疑の受付及び回答スケジュール	16
8-3	質疑の方法	16
8-4	回答方法	16
9	提案書類	17
9-1	提案書類の構成	17
9-2	提案書類の提出方法	17
9-3	提案書類の提出	18
9-4	応募の辞退	18
9-5	応募の無効	18
9-6	応募に当たっての留意事項	18
9-7	提案書類の修正等の禁止	19
10	本審査	19
10-1	基礎審査	19
10-2	非価格要素審査	19
10-3	価格要素審査	19
10-4	総合評価の実施	19
10-5	優先交渉権者並びに次点交渉権者の決定及び公表	20
10-6	本審査の審査結果理由の説明請求	20
10-6-1	説明請求の期日等	20
10-6-2	説明請求に対する回答	20
11	上限額	20

1 2	優先交渉権者決定後の手続き	20
1 2-1	基本協定の締結	20
1 2-2	契約内容の協議	21
1 2-3	運営事業者の設立	21
1 2-4	契約の締結	21
1 2-4-1	基本契約	21
1 2-4-2	工事請負契約	21
1 2-4-3	運營業務委託契約	21
1 2-4-4	副生成物処理/運搬業務委託契約	21
1 2-5	交付金申請手続きへの協力	21
1 2-6	次点交渉権者との協議	22
1 3	契約保証金	22
1 4	その他	22
1 4-1	費用負担	22
1 4-2	使用言語等	22
1 4-3	提案書類の取扱い・著作権	22
1 4-4	債務負担行為	22

添付資料 1 : 事業予定地位置図

添付資料 2 : 契約形態



## 用語の定義

---

本公募説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

- (1) 「本事業」とは、「(仮称) 長野広域連合B焼却施設」整備及び運営事業をいう。
- (2) 「本施設」とは、(仮称) 長野広域連合B焼却施設をいう。
- (3) 「エネルギー活用施設」とは、本施設で回収したエネルギーを有効利用するために本事業において、事業予定地内に本施設と一体的に整備する余熱体験施設をいう。
- (4) 「本施設等」とは、本施設にエネルギー活用施設を加えた本事業で整備される主要施設及び一部道路をいう。
- (5) 「DBO方式」とは、公共が資金を調達し、Design（設計）、Build（施工）、Operate（運営）を一括して民間に委託する方式をいう。
- (6) 「連合」とは、長野広域連合をいう。
- (7) 「民間事業者」とは、本事業を委ねる事業者として選定された応募者及び特別目的会社をいう。
- (8) 「特別目的会社」とは、選定された応募者のうち構成員が株主として出資し、本施設の運営業務を目的として設立する会社である。
- (9) 「運営事業者」とは、本事業に係る特別目的会社であり、本施設の運営業務を行う事業者をいう。
- (10) 「工事請負事業者」とは、単独又は共同企業体により本施設等の設計・施工業務を行う事業者をいう。
- (11) 「共同企業体」とは、本施設等の設計・施工を目的として結成された特定建設工事共同企業体をいう。
- (12) 「応募者」とは、本事業に応募する構成企業と協力会社で構成された企業グループをいう。
- (13) 「代表企業」とは、応募者のうち、本事業の応募手続きを行う等の代表的役割を果たす企業をいう。
- (14) 「構成企業」とは、応募者のうち、連合と基本協定及び基本契約を締結する企業をいう。

- (15)「構成員」とは、構成企業のうち、特別目的会社に出資する企業をいう。
- (16)「非出資構成員」とは、構成企業のうち、特別目的会社に出資しない企業をいう。
- (17)「協力会社」とは、応募者のうち、特別目的会社には出資しないが業務の一部を工事請負事業者又は特別目的会社から直接請負・受託する企業をいう。
- (18)「副生成物処理/運搬事業者」とは、本施設から発生する副生成物のうち、主灰、焼却飛灰及び溶融飛灰の処理・運搬を担当する事業者をいう。
- (19)「資格審査通過者」とは、資格審査を通過した応募者をいう。
- (20)「最終審査対象者」とは、提案書類を提出した資格審査通過者のうち、基礎審査を通過した者をいう。
- (21)「副生成物」とは、本施設から発生する主灰、焼却飛灰、スラグ、メタル、溶融飛灰、溶融不適物、余剰流動砂、不燃物、回収鉄及び回収アルミを総称していう。
- (22)「主灰」とは、「ストーカ式焼却+灰溶融（燃料）方式」において、焼却炉から直接排出される灰をいう。
- (23)「焼却飛灰」とは、「ストーカ式焼却+灰溶融（燃料）方式」において、焼却時に集じん機、ボイラ及び排ガス処理系統から排出された灰をいう。
- (24)「スラグ」とは、ごみや主灰及び焼却飛灰を溶融・固化したものをいう。
- (25)「メタル」とは、ごみや主灰及び焼却飛灰を溶融した際に分離された金属類をいう。
- (26)「溶融飛灰」とは、溶融炉の排ガス処理系統から排出された灰をいう。
- (27)「溶融不適物」とは、「ストーカ式焼却+灰溶融（燃料）方式」において、主灰の資源化に支障が生じないよう必要に応じて主灰から取り除いた粒径の大きなもの、金属がら等をいう。  
また、「シャフト炉式ガス化溶融方式」において、保守・点検時等に排出される金属がら等をいう。
- (28)「余剰流動砂」とは、「流動床式ガス化溶融方式」において、流動床下部から排出される余剰となった流動砂を引抜いたものをいう。
- (29)「不燃物」とは、「流動床式ガス化溶融方式」において、流動床下部から排出される瓦礫類等をいう。



- (30)「回収鉄」及び「回収アルミ」とは、「流動床式ガス化溶融方式」において、炉底残さから回収される金属をいう。
- (31)「副生成物の有効利用」とは、本施設から発生した副生成物を資源として利用又は売却することをいう。
- (32)「副生成物の外部資源化」とは、本施設から発生した副生成物を本施設外において再処理して資源化することをいう。
- (33)「募集要項」とは、本事業を実施する民間事業者の募集に際して公表、又は配付する以下の書類等をいう。
- ・公募説明書
  - ・要求水準書
  - ・様式集
  - ・契約書（案）
  - ・優先交渉権者選定基準
  - ・モニタリング基準
- (34)「要求水準書」とは、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成に必要な設備及び業務等についての要件を記載したものをいう。
- (35)「提案書類」とは、本事業の公募において、応募者が応募時に提出する技術提案書、非価格要素提案書、事業計画書及び価格提案書をいう。
- (36)「事業者選定委員会」とは、本事業の審査を行う長野広域連合ごみ処理施設建設事業者等選定委員会をいう。
- (37)「基本協定」とは、連合と構成企業の間で締結される特別目的会社の設立及び本事業の準備行為に関する取扱い等に係る契約をいう。
- (38)「基本契約」とは、連合と構成企業及び特別目的会社の間で締結される事業者間の役割分担及び運営事業者の支援等に係る契約をいう。
- (39)「基本契約等」とは、本事業に係る基本協定及び基本契約の総称をいう。
- (40)「工事請負契約」とは、連合と工事請負事業者の間で締結される本施設等に係る建設工事請負契約をいう。
- (41)「運營業務委託契約」とは、連合と特別目的会社の間で締結される本施設の運営に係る運營業務委託契約をいう。

- (42)「副生成物処理/運搬業務委託契約」とは、連合と副生成物処理/運搬事業者及び特別目的会社の間で締結される本施設の運営に係る副生成物処理/運搬業務委託契約をいう。
- (43)「特定事業契約」とは、基本契約、工事請負契約、運營業務委託契約及び副生成物処理/運搬業務委託契約の4つの契約の総称をいう。
- (44)「施設整備費」とは、連合が工事請負事業者に対して支払う本施設等の設計・施工業務の対価のことをいう。
- (45)「運営費」とは、連合が運営事業者に対して支払う本施設の運營業務の履行の対価のことをいう。
- (46)「政令」とは、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）をいう。
- (47)「廃棄物処理法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）をいう。
- (48)「交付金」とは、環境省 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金をいう。
- (49)「工事に係る競争入札参加資格者名簿」とは、長野市建設工事・工事に係る測量等競争入札参加資格者名簿（長野市契約規則（昭和60年3月11日長野市規則第4号）様式第4号）又は千曲市建設工事入札参加資格者名簿（千曲市建設工事入札制度合理化対策要綱（平成15年千曲市告示第9号）第8条）をいう。
- (50)「物品に係る競争入札参加資格者名簿」とは、長野市物品・製造等競争入札参加資格者名簿（長野市契約規則様式第5号）又は千曲市物品購入等に係る競争入札参加資格者名簿（千曲市物品購入等に係る契約の競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱（平成15年千曲市告示第6号））をいう。
- (51)「指名停止措置基準」とは、長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和60年5月1日制定）及び千曲市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱（平成15年9月1日制定）をいう。
- (52)「年度」とは、4月1日から始まり翌年の3月31日に終了する一年をいう。
- (53)「担当部局」とは、本事業において資格審査等の事務を担当する、長野広域連合事務局環境推進課 建設推進室をいう。

本公募説明書は、平成 29 年 7 月 5 日付けで公告した「(仮称)長野広域連合 B 焼却施設」整備及び運営事業を実施する民間事業者を、公募型プロポーザルにより選定するに当たり公表するものである。本事業を実施する民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、本公募説明書を含む募集要項によるものとする。

本事業に応募する者は、募集要項に記載された民間事業者の役割を十分理解したうえで、募集要項に沿って、本事業の目的に合った条件で、提案書類の作成等を行うものとする。

## 1 公募型プロポーザルに付する事項

### 1-1 事業名

「(仮称)長野広域連合 B 焼却施設」整備及び運営事業

### 1-2 事業の目的

本事業は、本施設等の設計、施工及び本施設の運営を行うものである。

DBO方式で本事業を実施することにより、民間事業者のノウハウを生かし、運営段階を見越したコストパフォーマンスの高い施設の整備と、長期間にわたり効率のよい運営を行い、もって循環型社会の形成を推進することを目的とする。

### 1-3 事業予定地

千曲市大字屋代字中島外

(事業予定地位置図を、添付資料 1 「事業予定地位置図」に示す。)

### 1-4 事業期間

事業期間は、以下のとおりとする。

(1) 本施設等の設計・施工期間

工事請負契約締結から平成 33 年 9 月末まで

※ただし、本施設の稼動に必要な建物及び設備については、遅くとも平成 33 年 3 月末までに部分引渡しを行うこと。また、可能な限り早期に竣工すること。

(2) 本施設の運営期間

部分引渡しの翌日から 20 年間

## 2 担当部局

本公募型プロポーザルに関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。

担当部局	長野広域連合 事務局 環境推進課 建設推進室
担当者	大原・町田
郵便番号	〒380-0801
住 所	長野市箱清水一丁目 3 番 8 号
電 話	026-252-7053
F A X	026-252-7037
電子メール	kankyo@area-nagano.jp

また、連合は、本事業に関して担当部局が行う事務に対する助言を行うものとして、以下のアドバイザーを置く。

株式会社日本総合研究所

同協力企業 復建調査設計株式会社

同協力企業 渥美坂井法律事務所

### 3 事業内容等

#### 3-1 事業内容

- (1) 連合管内の主に千曲市、坂城町及び長野市において排出される一般廃棄物の処理を行う。
- (2) 処理対象物は、可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、焼却施設以外の中間処理施設から排出される可燃残さである。また、少量の特別管理一般廃棄物（医療系廃棄物）、小動物（犬・猫等）の死がい及び可燃性の災害ごみも含むものとする。
- (3) 要求水準書に定めるところに従い、副生成物の有効利用及び外部資源化を行う。
- (4) 本施設の運転により生じた蒸気を利用して、熱回収及び発電を行う。

本施設のエネルギー回収率は、電力としての回収率を12.0%以上とし、熱回収も実施することとする。

回収したエネルギー（熱及び電力）の内、運営事業者が本施設内で利用するものを除いたエネルギーは、連合帰属とする。

回収したエネルギーの有効利用の優先順位は次のとおりとする。

- ア 本施設でのエネルギー利用
- イ エネルギー活用施設でのエネルギー利用
- ウ 連合が所管する福祉施設でのエネルギー利用（電力の供給）
- エ 売電

#### 3-2 事業手法

本事業はDBO方式で実施するものとし、連合は本施設等の設計・施工に係る資金を調達し、本施設を所有する。なお、本施設の整備については、交付金の対象事業とする。

工事請負事業者は、本施設等の設計・施工業務を行う。また、構成員は運営事業者となる特別目的会社を設立し、20年間にわたって本施設の運営業務を行う。

#### 3-3 契約の形態

連合と民間事業者は、添付資料2「契約形態」に示す契約を締結する。

- (1) 連合は、本事業に係る特別目的会社の設立及び準備行為に関する取扱い等について規定するために、構成企業と基本協定を締結する。
- (2) 連合は、民間事業者が本施設等の設計・施工業務及び本施設の運営業務を一体の事業として発注するために、構成企業及び特別目的会社と基本契約を締結する。
- (3) 連合は、基本契約等に基づき、工事請負事業者と工事請負契約を締結する。
- (4) 連合は、基本契約等に基づき、特別目的会社と運営業務委託契約を締結する。
- (5) 連合は、基本契約等に基づき、副生成物処理/運搬事業者及び特別目的会社と、副生成物処理/運搬業務委託契約を締結する。（三者契約）

### 3-4 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、以下のとおりとする。なお、民間事業者は、事業期間を通じ、連合が行う行政手続等に対して協力することとする。

#### 3-4-1 事前準備

応募者は本事業を委ねる事業者として選定された後、速やかに特別目的会社を設立するものとする。

#### 3-4-2 設計・施工業務

本施設等の整備に係る全ての設備及び工事に関わる設計、施工、施工管理等を行うものとする。

#### 3-4-3 運營業務

運營業務は、以下のとおりとする。

(1) 運營業務の準備業務（事業実施計画書及び年度実施計画書の作成）

本施設の運營業務に係る事業実施計画書及び年度実施計画書を提出し、連合に確認を受けるものとする。

また、運営を担う担当者の設計協議への参加や施工状況の確認等、運営準備として必要となる業務を実施するものとする。

(2) 本施設の運營業務

本施設の運營業務は、以下のとおりとする。

ア 搬出入管理業務

処理対象物の受入、副生成物の搬出に係る業務

イ 受付・料金徴収代行業務

本施設に直接持ち込まれた処理対象物の受付及び廃棄物処理手数料等の徴収の代行業務。

ウ 運転管理業務

運転及び日常点検等の本施設の運転に係る業務。

エ 維持管理業務

定期点検整備、部品等調達及び修繕等、本施設の維持管理に係る業務。

オ エネルギーの有効利用業務

本施設を運転することにより発生する蒸気を利用して、熱回収及び発電を行い、本施設やエネルギー活用施設への熱・電力の供給及び外部への電力供給を行う業務。連合による外部供給電力の活用に対し、発電計画の提出等の必要な協力も行うこととする。

カ 副生成物の有効利用及び外部資源化業務

民間事業者の提案に基づき行う副生成物の有効利用及び外部資源化業務。

キ その他運営に関わる業務

敷地内（植栽や調整池を含む）及び建物の清掃、保安警備、施設見学者対応、環境衛生管理及び環境影響調査等の本施設の運営に係るその他全ての業務。

#### 3-4-4 事業期間終了時の対応

民間事業者は、事業期間終了後においても連合又は連合が指定する第三者が本施設の運営を継続できるように、必要な対応を行うこととする。

- (1) 事業期間終了前に維持管理計画書に従い、事業期間終了後5年間にわたり本施設が要求水準書に示した機能を維持できるように適切な維持管理、補修・更新を実施すること。
- (2) 本施設が事業期間終了後も継続して5年間にわたり使用することに支障のない状態であることを確認するために、第三者機関による以下の事項を含む施設機能確認（精密機能検査等）を連合の立会いの下に実施すること。

ア 建物の主要構造部等に大きな汚損または破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損及び劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。

イ 内外の仕上げや設備機器等に大きな汚損または破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損及び劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。

ウ 主要な設備機器等が、当初の設計図書に規定されている基本的な性能（容量、風量、湿温度、強度等計測可能なもの）を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損及び劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。

- (3) 当該検査の結果、本施設が事業期間終了後も継続して5年間にわたり使用することに支障のない状態であることを確認したことをもって、事業期間終了時の確認とする。
- (4) 連合が、事業期間終了の5年前から行う予定である、事業期間終了後の本施設の運営方法に関する検討に協力すること。
- (5) 連合が事業期間終了後の本施設の運営を自ら実施する、または公募により業者を選定すると判断した場合、以下の事項に関して協力すること。

ア 本施設の運転、維持管理に必要な書類等の整備、提出（図面、維持管理履歴、トラブル履歴、取扱説明書、調達方法、財務諸表）

イ 連合または連合が指定する第三者への引継ぎ業務等

ウ 本施設の維持管理計画の立案、連合や関係者との必要な協議等

エ 新たな運営事業者による施設及び運転状況の視察

オ 事業期間終了後の運営支援（費用が発生しない範囲でのアドバイス等の支援）

カ 特殊部品等の提供を含めた技術的協力

キ その他新たな運営事業者の円滑な業務の開始に必要な支援

- (6) 連合が事業期間終了後の本施設の運営事業者を公募により選定することが適切でないと判断した場合、本施設の運営の継続に関して協議に応じること。この場合、委託費算定のために運営期間中の以下の項目に関する費用明細等を提出すること。

ア 人件費

イ 運転経費

ウ 維持管理費

エ 調達

#### **3-4-5 地域経済への貢献**

工事請負事業者は、施工に際して可能な限り、地元企業へ工事及び資材調達の発注を行うこととする。

また、運営事業者は、運営に際して地元雇用等への配慮を積極的に行うこととする。

#### **3-4-6 その他**

民間事業者は、本事業に係る交付金の申請手続きを含む行政手続きに協力する。

### **3-5 連合が実施する業務の範囲**

連合が実施する主な業務は、以下のとおりとする。

#### **3-5-1 事前業務**

- (1) 事業用地の確保
- (2) 設置届等の届出

#### **3-5-2 本施設等の設計・施工に係る業務**

- (1) 交付金の申請等
- (2) 施設整備費の支払
- (3) 本施設等の設計・施工状況のモニタリング
- (4) 住民対応（民間事業者が実施する業務に起因する住民対応以外）

#### **3-5-3 本施設の運営に係る業務**

- (1) 処理対象物の搬入
- (2) 本施設から発生する副生成物のうち、民間事業者が有効利用及び外部資源化を提案しなかった分の引取り及び運搬/処理（ただし、連合がその責を負うとしている副生成物に限る）。
- (3) 本施設に係る電力会社との契約
- (4) 本施設の運転により生じるエネルギーについて、民間事業者が提出する計画の確認並びに外部供給電力の活用
- (5) 本事業の運営状況のモニタリング
- (6) 廃棄物処理手数料の収納
- (7) 住民対応（民間事業者が実施する業務に起因する住民対応以外）
- (8) 行政視察への対応
- (9) 運営費の支払

## **4 応募者の審査及び選定**

民間事業者の募集及び選定は、公平性及び透明性の確保、より優れた提案のための民間事業者における連合のニーズの理解促進、民間事業者の創意工夫を発揮した提案余地の確保等の観点から、公募型プロポーザルで行う。

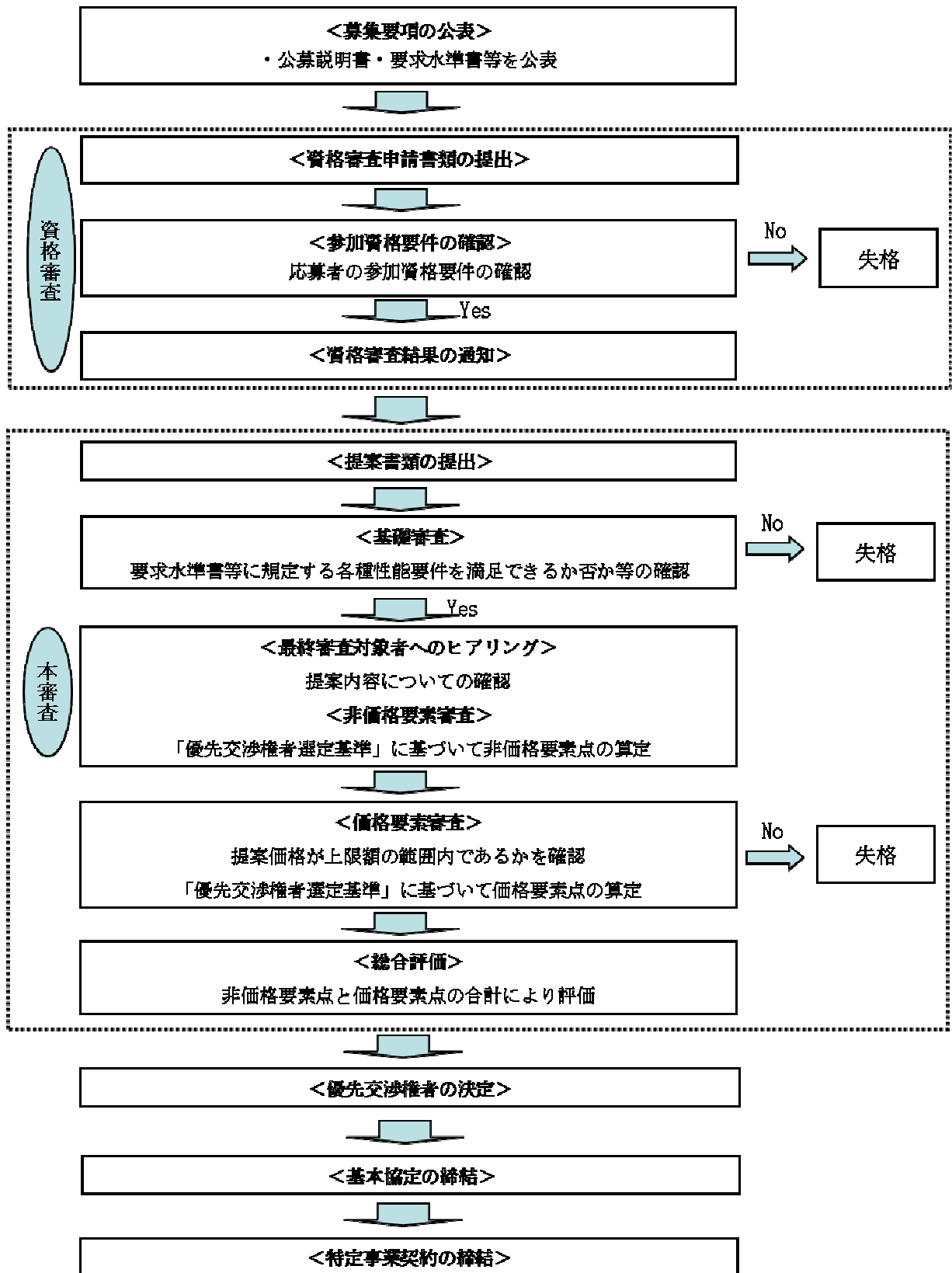
民間事業者の選定は、応募者が募集要項に規定する事業に参加するに足る資格を有しており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点から連合が要求する性能要件を満足することが見込める内容であること等について、段階的に実施する。

### **4-1 審査及び選定の手順**

審査及び選定は段階的に実施する。応募者の審査に関しては、「4-3 事業者選定委員会の設置」に示す事業者選定委員会において審査及び評価を行うものとし、その結果を受けて、連合が優先交渉権者を決定する。なお、公告から契約締結に至るまでの流れは、次に示す図表のとおりである。



図表 4-1 募集要項の公表から契約締結までの流れ



#### 4-2 選定スケジュール（予定）

民間事業者の募集及び選定に関するスケジュールは、以下のとおりである。

- |      |                                    |                |
|------|------------------------------------|----------------|
| (1)  | 募集要項（第1部）の公表                       | 平成29年7月5日      |
| (2)  | 募集要項（第1部）のうち資格審査に関する質疑締切           | 平成29年7月12日     |
| (3)  | 募集要項（第1部）のうち資格審査に関する質疑回答           | 平成29年7月20日     |
| (4)  | その他の募集要項（第1部）に関する質疑締切              | 平成29年7月20日     |
| (5)  | 資格審査申請書類の受付締切                      | 平成29年7月27日     |
| (6)  | 募集要項（第2部）の送付                       | 平成29年7月28日     |
| (7)  | 資格審査結果の通知<br>その他の募集要項（第1部）に関する質疑回答 | 平成29年8月9日      |
| (8)  | 募集要項（第2部）に関する質疑締切<br>個別質疑締切        | 平成29年8月17日     |
| (9)  | 募集要項（第2部）に関する質疑回答<br>個別質疑回答        | 平成29年8月31日     |
| (10) | 提案書類の提出締切                          | 平成29年10月17日    |
| (11) | 基礎審査の実施                            | 平成29年10月～12月   |
| (12) | 非価格要素及び価格要素の審査                     | 平成29年12月       |
| (13) | 総合評価の実施                            | 平成29年12月       |
| (14) | 優先交渉権者の決定                          | 平成29年12月       |
| (15) | 基本協定の締結                            | 優先交渉権者の決定後速やかに |
| (16) | 特別目的会社の設立                          | 優先交渉権者の決定後速やかに |
| (17) | 契約詳細の詰め                            | 平成30年1月～2月     |
| (18) | 特定事業契約の締結                          | 平成30年2月        |

#### 4-3 事業者選定委員会の設置

連合は、民間事業者の審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって事業者選定委員会を設置する。

委員は、以下のとおりとする。（敬称略、順不同）

- |    |        |                        |
|----|--------|------------------------|
| 委員 | 荒井 喜久雄 | （公益社団法人全国都市清掃会議技術部長）   |
| 委員 | 中村 正行  | （信州大学工学部教授）            |
| 委員 | 藤吉 秀昭  | （一般財団法人日本環境衛生センター副理事長） |
| 委員 | 安田 憲二  | （元国立環境研究所客員研究員）        |
| 委員 | 山口 直也  | （青山学院大学准教授）            |
| 委員 | 横田 勇   | （静岡県立大学名誉教授）           |
| 委員 | 上籙 優   | （千曲市市民環境部長）            |

応募者が、優先交渉権者決定前までに、事業者選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

## 5 募集要項

### 5-1 募集要項の構成

募集要項は、以下の書類により構成される。これら書類は提案書類を作成するに当たっての条件であり、契約締結時に契約当事者を拘束する条件となるものである。

- (1) 募集要項(第1部)
  - ・公募説明書
  - ・要求水準書
  - ・優先交渉権者選定基準
  - ・様式集(第1部) (様式第1号～9号)
- (2) 募集要項(第2部)
  - ・契約書(案)  
(基本協定書、基本契約書、工事請負契約書、運營業務委託契約書、副生成物処理業務委託契約書、副生成物運搬業務委託契約書)
  - ・モニタリング基準
  - ・様式集(第2部) (様式第10号～19号)

### 5-2 募集要項(第1部)の公表

募集要項のうち、公募説明書、要求水準書、優先交渉権者選定基準及び様式集(第1部)を以下のとおり公表する。

- (1) 公表日：平成29年7月5日(水)
- (2) 方法：連合のホームページにおいて公表する。

### 5-3 募集要項(第1部)に対する質疑・回答

募集要項(第1部)に対する質疑・回答を以下のとおり実施する。

#### 5-3-1 質疑の受付及び回答スケジュール

- (1) 提出期限
  - ア 平成29年7月12日(水) 正午まで(募集要項(第1部)のうち資格審査に関する事項)
  - イ 平成29年7月20日(木) 正午まで(その他の募集要項(第1部)に関する事項)
- (2) 回答期限
  - ア 平成29年7月20日(木) (募集要項(第1部)のうち資格審査に関する事項)
  - イ 平成29年8月9日(水) (その他の募集要項(第1部)に関する事項)

#### 5-3-2 質疑の方法

質疑のある者は、「募集要項(第1部)のうち資格審査に関する質疑書(様式第1号及び様式第1号別添)」及び「その他の募集要項(第1部)に関する質疑書(様式第2号及び様式第2号別添)」に、その内容を簡潔に記載し、担当部局の電子メールアドレスに送信する。また、電子メール送信後、メールの到着について担当部局に確認の連絡をいれること。

なお、上記の方法以外での問い合わせには応じない。

### 5-3-3 回答方法

募集要項(第1部)に関する質疑に対する回答は、連合のホームページにおいて公表する。なお、提出のあった質疑に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、全ての質疑について回答するとは限らない。

### 5-4 募集要項(第2部)の送付

募集要項のうち、契約書(案)、様式集(第2部)及びモニタリング基準を資格審査申請者に対して送付する。

### 5-5 募集要項(第2部)に対する質疑・回答

募集要項(第2部)に対する質疑・回答は、資格審査通過者を対象として実施する。

#### 5-5-1 質疑の受付及び回答スケジュール

(1) 提出期限

平成29年 8月17日(木) 正午まで

(2) 回答期限

平成29年 8月31日(木)

#### 5-5-2 質疑の方法

質疑のある者は、「募集要項(第2部)に関する質疑書(様式第10号及び様式第10号別添)」に、その内容を簡潔に記載し、担当部局の電子メールアドレスに送信する。また、電子メール送信後、メールの到着について担当部局に確認の連絡をいれること。

なお、上記の方法以外での問い合わせには応じない。

#### 5-5-3 回答方法

募集要項(第2部)に関する質疑に対する回答は、資格審査通過者を対象として送付する。なお、提出のあった質疑に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、全ての質疑について回答するとは限らない。

## 6 応募者の参加資格要件

応募者は、資格審査申請書の受付締切日において、以下の資格要件を全て満たすこと。また、連合は、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

### 6-1 応募者の構成

- (1) 応募者は、構成企業(構成員、非出資構成員)及び協力会社から構成されるものとする。
- (2) 構成員の中から代表企業を定め、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- (3) 本施設のプラント設備の設計・施工を行う企業を代表企業として定めること。
- (4) 本施設の運転・維持管理を行う企業を構成企業として定めること。
- (5) 副生成物処理/運搬事業者を構成企業又は協力会社として定めること。
- (6) 応募者は、応募に際して、構成企業及び協力会社のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

- (7) 代表企業、構成企業及び協力会社の変更は認めない。ただし、特段の事情があると連合が認めた場合は、この限りでない。
- (8) 代表企業、構成企業及び協力会社のいずれかが、応募時において他の応募者の代表企業、構成企業及び協力会社となることは認めない。ただし、副生成物処理/運搬事業者についてはこの限りでない。なお、連合が民間事業者と特定事業契約を締結後、選定されなかった応募者の協力会社が、民間事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- (9) 代表企業、構成企業のいずれかと、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、それぞれ他の応募者になることはできない。
- (10) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

## 6-2 応募者の参加資格要件

### 6-2-1 共通の参加資格要件

応募者は、以下の要件を全て満たしていること。

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しないこと。
- (3) 指名停止措置基準に基づく指名停止の措置を受けている者（提案書類提出日までの間に指名停止措置基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格再審査申請を提出し、受理された者を除く。）でないこと。
- (5) 直近事業年度の国税、長野県税及び連合の構成市町村全ての市町村税を滞納していないこと。
- (6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 営業に関し、法律上必要とする資格を有している者であること。
- (8) 以下に示す者又はその者と関連をもつ者でないこと。
  - ア 本事業に関する連合のアドバイザー業務を受託する株式会社日本総合研究所及び同協力企業（復建調査設計株式会社及び渥美坂井法律事務所）
  - イ 本事業の審査を行う事業者選定委員会の委員が属する企業なお、関連をもつ者とは、当該企業の発行済株式総数の100分の20以上の株式を有し、又はその出資の100分の20以上の出資をしているか、若しくは当該企業の役員（取締役以上）を兼ねている者をいう。
- (9) 廃棄物処理法に基づく罰則以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成する者の統制の下にある者でないこと。
- (11) 長野県暴力団排除条例施行規則（平成23年8月1日公安委員会規則第5号）第2条各号に定める暴力団関係者でないこと。

## 6-2-2 本施設等の設計・施工を行う企業

応募者のうち、工事請負事業者は、以下の要件を全て満たしていること。

- (1) 工事に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）第 3 条第 6 項に規定する清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- (3) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受け、参加資格申請時において有効期間内の経営規模等評価結果通知兼総合評定値通知書の交付を受けていること。
- (4) 共同企業体方式で応募する場合にあつては、上記各号に掲げる要件に加え、長野市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成 6 年 9 月 1 日公告第 174 号）第 9 から第 14 の要件を満たすこと。
- (5) 本施設及びエネルギー活用施設の設計・施工を行う企業が共同企業体の場合の代表者は、その構成員の中心的役割を担う者で、その出資割合が構成員中最大であること。
- (6) 以下のア、イ及びウを全て満たす一般廃棄物処理施設を建設した実績があること。  
なお、ストーカ式焼却方式を提案する場合は、ア、イ及びエを全て満たす一般廃棄物処理施設についても建設した実績が併せてあること。
  - ア 応募者が提案する処理方式による施設（1 炉 30t/日以上 150t/日以下、2 炉構成以上）。ただし、提案可能な処理方式は次のいずれかとする。
    - ・ ストーカ式焼却方式
    - ・ 流動床式ガス化熔融方式
    - ・ シャフト炉式ガス化熔融方式
  - イ 参加資格申請時において延べ 3 年以上の稼動実績を有する。
  - ウ 廃棄物発電を行っている。
  - エ 燃料式灰熔融炉を併設している。なお、熔融炉の設計・施工を行う企業が、焼却炉又はガス化炉を設計・施工できる企業との共同企業体による実績として上記実績を有する場合、その実績をもって単独で工事請負事業者となることは認めない。
- (7) 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (8) 本施設等工事に関し、以下の条件を全て満たす者を監理技術者として専任で配置できること。（建設業法第 7 条第 2 項に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本施設工事の技術者として配置できない。）
  - ア 清掃施設工事について建設業法に規定する技術者
  - イ 提案書類提出時に直接かつ連続して 3 か月以上の雇用関係を有する者
  - ウ 掃施設工事に係る監理技術者資格証を有する者であること。なお、資格証の交付（更新を含む。）を平成 16 年 3 月 1 日以降に受けた者は、過去 5 年以内に受講した監理技術者講習修了証を併せて有すること。

### 6-2-3 本施設の運転を行う企業

応募者のうち、本施設の運転業務を担当する企業は、以下の要件を全て満たしていること。

- (1) 物品に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 以下のア、イ及びウを全て満たす一般廃棄物処理施設において、運転実績があること。なお、ストーカ式焼却方式を提案する場合は、ア、イ及びエを全て満たす一般廃棄物処理施設についても運転実績が併せてあること。
  - ア 応募者が提案する処理方式による施設（1炉 30t/日以上 150t/日以下、2炉構成以上）。ただし、提案可能な処理方式は次のいずれかとする。
    - ・ ストーカ式焼却方式
    - ・ 流動床式ガス化熔融方式
    - ・ シャフト炉式ガス化熔融方式
  - イ 参加資格申請時において延べ3年以上の運転実績を有する。
  - ウ 廃棄物発電を行っている。
  - エ 燃料式灰熔融炉を併設している。

### 6-2-4 本施設の維持管理を行う企業

応募者のうち、本施設の維持管理業務を担当する企業は、以下の要件を全て満たしていること。

- (1) 工事に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 以下のア、イ及びウを全て満たす一般廃棄物処理施設において、維持管理実績があること。ここでいう「維持管理実績」とは、「DBO事業、PFI事業又は10年間以上の長期運営委託を契約し、運営開始後2年以上経過しているもの」又は「補修計画の策定を含むとみなせる補修工事を継続して10年以上受託しているもの」を指す。ただし、当該実績の契約主体が特別目的会社の場合、当該特別目的会社に50%以上出資している企業の実績とみなすことを可能とする。
  - ア 応募者が提案する処理方式による施設（1炉 30t/日以上 150t/日以下、2炉構成以上）。ただし、提案可能な処理方式は次のいずれかとする。
    - ・ ストーカ式焼却方式
    - ・ 流動床式ガス化熔融方式
    - ・ シャフト炉式ガス化熔融方式
  - イ 参加資格申請時において延べ3年以上の維持管理実績を有する。
  - ウ 廃棄物発電を行っている。

### 6-2-5 本施設の副生成物の処理及び運搬を行う企業

応募者のうち、本施設の副生成物の処理及び運搬を担当する企業は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 物品に係る競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。  
ただし、資格審査申請書類提出時点で物品に係る競争入札参加資格者名簿に登載されていない企業においては、他の地方公共団体の競争入札参加資格を保有していることを証明する書類を提出するとともに、特定事業契約締結時までに物品に係る競争入札参加資格者名簿に登載されることを条件とする。
- (2) 副生成物を処分又は収集運搬を行うために必要な許可を有しており、資格審査申請書類提出締切日現在、当該許可に係る事業を営み3年以上経過している者であること。

### 6-3 参加資格の喪失

応募者が、契約締結日までの間に「6-2 応募者の参加資格要件」に掲げる資格を欠くこととなった場合は、当該応募者の参加資格を取り消す。

ただし、提案書類の受付締切日までにおいては、応募者のうち当該要件に掲げる資格を欠くこととなった企業が代表企業に該当せず、当該企業の脱退又は変更が資格審査に影響を与えない等、応募手続きの透明性や公平性を害さないと連合が特に認める場合に限り、当該要件に掲げる資格を欠くこととなった企業を脱退させ又は新たな企業に変更したうえで新たに応募者を構成し、応募手続きを継続することができる。

## 7 資格審査

応募者は、次にしたがって資格審査の申請を行い、審査を受けるものとする。

### 7-1 資格審査申請書類の提出

応募者の代表企業は、応募者が、「6-2 応募者の参加資格要件」に掲げる要件を満足することを証明するため、資格審査申請書類を担当部局に提出しなければならない。

### 7-2 代表企業が提出する資格審査申請書類

資格審査申請書類は以下のとおりとする。

- (1) 資格審査申請書（様式第3号）
- (2) 応募者の構成〔役割分担〕（様式第4号）
- (3) 委任状〔代表企業への委任状〕（様式第5号）
- (4) 本施設の設計・施工業務を行う企業が、各々担当する部分に関する監理技術者として専任で配置する予定の技術者の資格経歴等（様式第6号）
- (5) 本施設等の設計・施工業務を行う企業の実績（様式第7号）
- (6) 本施設の運転を行う企業の実績（様式第8号）
- (7) 本施設の維持管理を行う企業の実績（様式第9号）
- (8) 副生成物の処理及び運搬を行う企業が必要な許可を有していることが確認できる書類



- (9) 副生成物の処理及び運搬を行う企業が有する許可に係る事業を営み3年以上経過していることが確認できる書類
- (10) 各構成企業の組織体制（部門等）が確認できる書類
- (11) 建設業法第3条第1項の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を証明する書類（許可書の写し等）
- (12) 経営事項審査の最新の評点が確認できる書類

〈各様式に添付して提出を求める書類〉

- ・代表企業の財務的信用力を証明する書類（格付、財務諸表（3期分）等）（様式第4号に添付）
- ・副生成物の処理及び運搬を行う企業のうち、資格審査時に物品に係る競争入札参加資格者名簿に登載されていない者については、他の地方公共団体の競争入札参加資格を保有していることを証明する書類（必要に応じて様式第4号に添付）
- ・監理技術者について、当該資格等を証する書類（様式第6号に添付）
- ・監理技術者のうち、資格証の交付（更新を含む。）を平成19年3月1日以降に受けた者は、過去5年以内に受講した監理技術者講習修了証の写し（様式第6号に添付）
- ・専任で配置する監理技術者について、直接かつ連続して3か月以上の雇用関係を証明する書類（様式第6号に添付）
- ・監理技術者として業務を行った施設が自社施設の場合、当該施設の設置許可等実績を証明する書類（必要に応じて様式第6号に添付）
- ・様式第6号に記載する業務を受託していることを証明する書類及び施設の概要が分かる書類（様式第6号に添付）
- ・本施設の設計・施工を行う企業の実績について、施設等の概要を判断できる資料及び納入実績を有していることを証明する書類（様式第7号に添付）
- ・本施設の設計・施工を行う企業の実績について、受注形態が共同企業体の場合は、共同企業体構成と役割分担が分かる資料（必要に応じて様式第7号に添付）
- ・本施設の運転を行う企業の実績について、施設等の概要を判断できる資料及び運転実績を有していることを証明する書類（様式第8号に添付）
- ・本施設の維持管理を行う企業の実績について、施設等の概要を判断できる資料及び維持管理実績を有していることを証明する書類（様式第9号に添付）

### 7-3 資格審査申請書類の提出方法

資格審査申請書類は、持参により、平成29年7月27日（木）正午までに担当部局へ提出すること。郵送又は伝送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。

なお、提出部数は、正本1部、副本（正本のコピー）1部とし、ファイリングする等、整理したうえで提出すること。

### 7-4 参加資格要件の確認方法

応募者の参加資格要件の確認は、提出された資格審査申請書類に対する書類審査により行う。

「6-2 応募者の参加資格要件」に掲げる要件を満たすことが確認された応募者のみ、本審査に参加できるものとする。

## 7-5 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、平成 29 年 8 月 9 日（水）に書面により各代表企業へ通知する。

## 7-6 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日以内（休日を含まない。）に、連合長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求められることができる。
- (2) 連合長は、説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内（休日を含まない。）に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 8 個別質疑

本事業は性能発注により行われるため、応募者に事業条件等を正しく伝えることができない場合、民間事業者の提案内容が要求水準未達となる可能性がある。事業条件等に対する認識の齟齬を解消し、民間事業者の創意工夫を引き出しつつ、要求水準未達となる事態を回避するために、応募者と個社別に書面による質疑を行う。

### 8-1 個別質疑の位置づけ

本質疑は参加資格通過者と個別に実施する。提案書類作成に当たり、要求水準書の内容確認が必要な点や、独自の提案内容について要求水準を満たしているかどうかの確認点等を資格審査通過者が取りまとめ、質疑書として提出すること。回答は個社別に行うが、資格審査通過者全てに通知すべき事項であると連合が判断した場合には、全ての資格審査通過者に回答するものとする。

### 8-2 質疑の受付及び回答スケジュール

- (1) 提出期限  
平成 29 年 8 月 17 日（木）正午まで
- (2) 回答期限  
平成 29 年 8 月 31 日（木）正午まで

### 8-3 質疑の方法

質疑のある者は、「個別質疑での確認事項（様式第 11 号及び様式第 11 号別添）」にその内容を簡潔に記載し、担当部局の電子メールアドレスに送信する。また、電子メール送信後、メールの到着について担当部局に確認の連絡をいれること。

なお、上記の方法以外での問い合わせには応じない。

### 8-4 回答方法

個別質疑に対する回答は、各資格審査通過者に個別に送付する。

## 9 提案書類

資格審査通過者は、提案書類を提出する。

### 9-1 提案書類の構成

提案書類の構成は以下のとおりとし、様式集(第2部)に沿って作成する。

- (1) 価格提案書(様式第12号)
- (2) 技術提案書(様式第13号)
- (3) 要求水準適合状況表(様式第13号別添)
- (4) 非価格要素提案書(様式第14号)
- (5) 事業計画書(様式第15号)
- (6) 業務分担届出書(様式第16号)
- (7) 契約構造(様式第17号)

### 9-2 提案書類の提出方法

提案書類各16部(正本1部、副本15部、上記「9-1 提案書類の構成」の(1)については正本のみ1部。)とCD-ROM又はDVD-ROM 3枚を、「9-3 提案書類の提出」にしたがって持参により提出すること。連合は、提案書類の提出に対して受領書を交付する。

なお、価格提案書は封筒に入れ、価格提案書に押印した印鑑と同じもので封印し、本事業の事業名及び価格提案書在中の旨並びに応募者名を記載して提出すること。

- (1) 正本1部(添付書類を含め、応募者名がわかるもの。押印要。)
- (2) 副本15部(添付書類を含め、正本から応募者名及び応募者名を類推できる表現・ロゴ等を外したもの。業務実績についても応募者名が分かるような表現は行わないこと。押印不要。)
- (3) CD-ROM又はDVD-ROM 正本1枚(応募者名がわかるもの)及び副本2枚

なお、CD-ROM又はDVD-ROMには、提案書類の電子データを格納すること。また、格納の条件は以下のとおりとする。

ア フォーマット:Windows形式

イ 使用アプリケーション:様式の指定があるもの、説明文等は、Microsoft社製のWord、Excelの2000以降のバージョン。その他図面等は、PDF形式。

ウ ウィルスチェック:ウィルスチェックを行ってから提出すること。

- (ア) ウィルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用する。
- (イ) 最新のウィルスも検出できるように、ウィルス対策ソフトには常に最新のデータに更新したものを利用する。
- (ウ) 電子媒体の表面又は別紙電子媒体納品書に、「使用したウィルス対策ソフト名」、「ウィルス(パターンファイル)定義年月日又はパターンファイル名」、「チェック年月日」を明記する。

### 9-3 提案書類の提出

持参して行くこととし、郵送及び電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。代理人が持参する場合は、委任状（様式第 18 号）を提出すること。

- (1) 提出日：平成 29 年 10 月 16 日（月）又は 17 日（火）
- (2) 受付時間：午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分
- (3) 提出場所：担当部局

### 9-4 応募の辞退

資格審査通過者は、提案書類提出時まで随時応募を辞退することができる。辞退する場合は、応募辞退届（様式第 19 号）を直接担当部局へ持参すること。

### 9-5 応募の無効

以下のいずれかに該当する場合は無効とする。応募を無効とした場合は、当該提案書類は返却しないものとする。

- (1) 参加資格がない者による応募
- (2) 資格審査申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をしたもの
- (3) 提案書類の記載事項が不明なもの又は提案書類に記名若しくは押印のないもの
- (4) 提案書類が不足しているもの
- (5) 応募者又はその代理人が同一事項の公募型プロポーザルに対し、2 以上の意思表示をしたもの
- (6) 他人の代理を兼ね又は 2 人以上の代理をしたものに係る応募
- (7) 価格提案書の金額を改ざんし、又は訂正したもの
- (8) 一定の金額で価格を表示していないもの
- (9) 指定の様式以外で応募したもの
- (10) 談合その他応募に当たり不正な行為があったとき
- (11) 「9-3 提案書類の提出」に示した方法によらないで提出されたもの（期限までに到達しなかった場合を含む。）
- (12) その他応募に関する条件に違反したとき

### 9-6 応募に当たっての留意事項

応募に当たっては、応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に募集手続きを執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合、連合は、当該応募者を募集手続きに参加させず又は募集手続きの執行を延期若しくは取りやめることがある。なお、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

また、連合が必要と認めたときは、募集手続きを延期、中止、又は取り消すことがある。

特定事業契約の締結に当たっては、価格提案書に記載された金額に 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を価格提案書に記載すること。

## 9-7 提案書類の修正等の禁止

提案書類の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。ただし、審査の過程において、連合がこれらの書類の明瞭化のための問い合わせや追加資料の提出を求めることがある。

## 10 本審査

連合は、以下の手順を経て本審査を実施し、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

### 10-1 基礎審査

連合は、以下について基礎審査を行う。基礎審査では、提案書類が要求水準書等に規定された性能要件を満足するものであること等の審査を行う。

#### (1) 提案書類についての審査

- ア 必要な書類がそろっているか
- イ 書類間で整合しているか

#### (2) 提案と要求水準の適合性等の確認

- ア すべての業務について、要求水準を満たした提案がなされているか
- イ すべての業務の要求水準及び契約条件を遵守する約束をしているか

### 10-2 非価格要素審査

最終審査対象者の非価格要素提案について、「優先交渉権者選定基準」に基づき審査し、非価格要素点を算定する。技術提案の内容についても、非価格要素審査の1項目として審査を行う。

なお、審査に当たっては、最終審査対象者へのヒアリングを実施する。

### 10-3 価格要素審査

上限額の範囲内にある最終審査対象者の提案価格を「優先交渉権者選定基準」に定める価格要素点算定式により価格要素点を算定する。また、提案価格と事業計画書の整合性を確認する。なお、提案価格が上限額の範囲内でない最終審査対象者は失格とする。

### 10-4 総合評価の実施

「10-2 非価格要素審査」で算定した非価格要素点と「10-3 価格要素審査」で算定した価格要素点をもとに、「優先交渉権者選定基準」に定める算式により総合評価点を算定し、最終審査対象者のうち最も高い点数の者を「優先交渉権者」、次いで点数の高い者を「次点交渉権者」として選定する。

なお、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより優先交渉権者を定めるものとする。(くじの日時及び場所については、別途指示する。)

### 10-5 優先交渉権者並びに次点交渉権者の決定及び公表

連合は、事業者選定委員会の報告を受けて、内部の事務手続きを経て優先交渉権者並びに次点交渉権者を決定し、その結果を連合ホームページにより公表する。

なお、民間事業者の提案書類の記載内容に虚偽が認められた場合には、当該民間事業者の優先交渉権者の権利又は次点交渉権者の権利を無効とする。

### 10-6 本審査の審査結果理由の説明請求

資格審査通過者は、本審査の審査結果の理由について、以下のとおり連合に説明を求めることができる。

#### 10-6-1 説明請求の期日等

本審査の審査結果の理由の説明を求める場合には、連合が通知した日の翌日から起算して5日以内（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に担当部局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。なお、当該書面は郵送または持参により提出するものとし、郵送の場合は期間の最終日の午後5時00分必着、持参の場合は期間中の午前9時00分から午後5時00分までとする。

#### 10-6-2 説明請求に対する回答

上記説明請求に対する回答は、請求を受けた日の翌日から起算して10日以内（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に書面により行う。

## 11 上限額

本事業の上限額（消費税及び地方消費税の額は含まない。）は以下のとおりである。

提案価格は上限額を超えないものとする。また、施設整備費、運営費についても、括弧内に示す費目ごとの金額を超えないものとする。

上限額               : 20,375,000,000 円  
（施設整備費       : 8,875,000,000 円）※  
（運営費            : 11,500,000,000 円）

※ 施設整備費の上限額には、エネルギー活用施設の施設整備費は含まないこととする。  
エネルギー活用施設の施設整備費は、138,880,000 円（消費税及び地方消費税の額は含まない。）程度とする。

## 12 優先交渉権者決定後の手続き

### 12-1 基本協定の締結

連合と優先交渉権者の構成企業は、特定事業契約の締結及び本事業の実施に向けて必要な事項を定めた基本協定を締結する。

## 1 2-2 契約内容の協議

連合と優先交渉権者は、基本協定を締結後、基本契約、工事請負契約、運營業務委託契約、副生成物処理/運搬業務委託契約の締結に向け、契約内容について協議する。契約内容の協議は、契約書(案)に関する詳細の協議を行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わない。

なお、優先交渉権者の決定から特定事業契約の締結までの期間において、優先交渉権者として選定された者の提案価格では当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときには、優先交渉権者との契約内容の協議をとりやめ、または、特定事業契約を締結せず、次点交渉権者との契約内容の協議を行う。

## 1 2-3 運営事業者の設立

構成員は、契約書(案)に定めるとおりに運営事業者を設立すること。

## 1 2-4 契約の締結

連合と優先交渉権者は、契約内容の協議が整った場合において、以下のとおり、各契約を締結する。

### 1 2-4-1 基本契約

連合と優先交渉権者の構成企業及び特別目的会社は、本事業の実施（本施設等の設計・施工及び本施設の運営）に関する包括的な契約として、基本契約を締結する。

### 1 2-4-2 工事請負契約

連合と工事請負事業者は、本施設等の設計・施工業務に関する仮契約を締結する。仮契約は、議会の議決を経て正式契約となる。

### 1 2-4-3 運營業務委託契約

連合と優先交渉権者が設立した運営事業者は、本施設の運營業務委託契約を締結する。

### 1 2-4-4 副生成物処理/運搬業務委託契約

連合と優先交渉権者が設立した運営事業者、優先交渉権者の副生成物処理/運搬事業者は、本施設から発生する副生成物に関する処理/運搬業務委託契約を締結する。（三者契約）

## 1 2-5 交付金申請手続きへの協力

工事請負事業者は、連合が行う交付金の申請手続き等に協力することとし、当該交付金要綱等に適合するよう設計・施工するとともに関連資料等の作成を行うこと。

#### 1 2-6 次点交渉権者との協議

連合は、優先交渉権者との間で特定事業契約締結のための合意に至らなかった場合には、次点交渉権者との間で協議を行うことができる。

### 1 3 契約保証金

工事請負事業者、運営事業者は、各々の契約に定める金額以上の契約保証金又はこれに代わる担保を各々の契約締結と同時に連合に差し入れること。

## 1 4 その他

#### 1 4-1 費用負担

契約締結に至る上記すべての手続きのうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

#### 1 4-2 使用言語等

本事業に関するすべての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また応募に関する書類、質疑、審査等における通貨は円、単位はメートル法とする。公募説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

#### 1 4-3 提案書類の取扱い・著作権

応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、連合は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。また、契約に至らなかった応募者の提案書類については、本審査の目的以外には使用しない。

なお、提案書類は返却しない。

#### 1 4-4 債務負担行為

本事業に関する予算措置として、平成 29 年 4 月長野広域連合議会臨時会で債務負担行為を定めている。

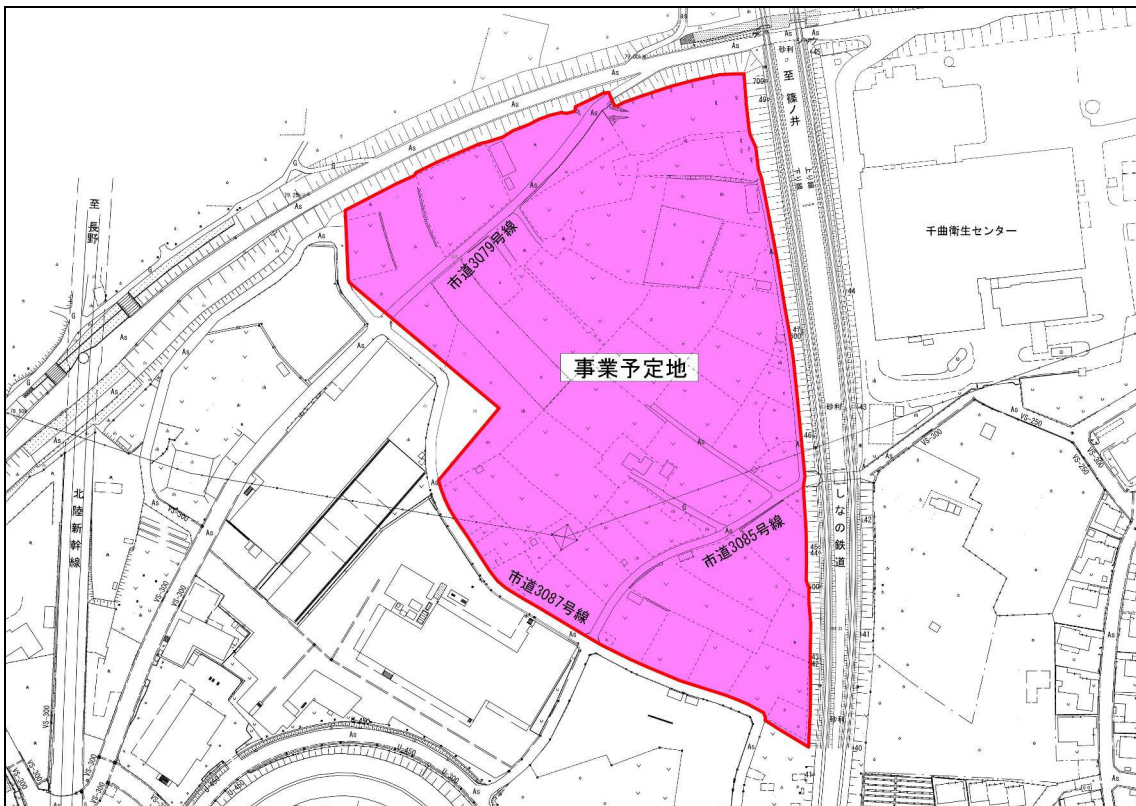


## 添付資料1 「事業予定地位置図」

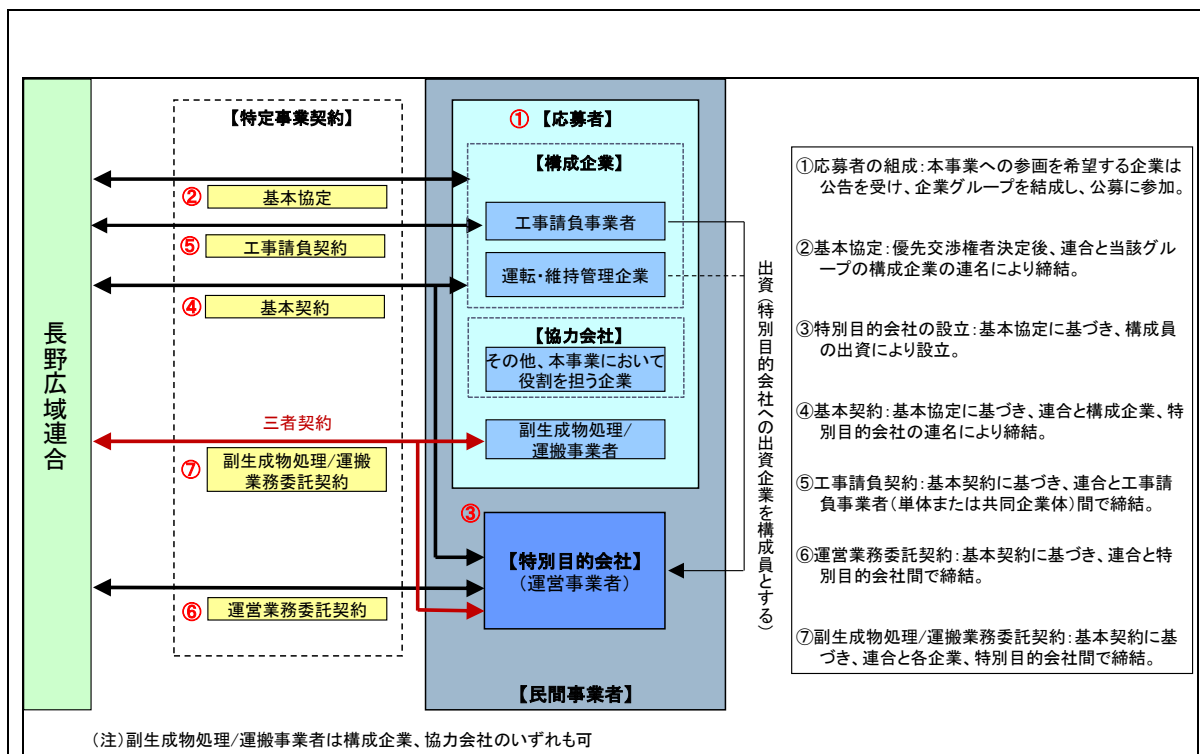
(位置図) 事業予定地は千曲市の北端部(赤丸)に位置している。



(事業予定地) 赤枠で示した範囲が事業予定地である。



## 添付資料2 「契約形態」



- ① 応募者の組成：本事業への参画を希望する企業は公告を受け、企業グループを結成し、公募に参加。
- ② 基本協定：優先交渉権者決定後、連合と当該グループの構成企業の連名により締結。
- ③ 特別目的会社の設立：基本協定に基づき、構成員の出資により設立。
- ④ 基本契約：基本協定に基づき、連合と構成企業、特別目的会社の連名により締結。
- ⑤ 工事請負契約：基本契約に基づき、連合と工事請負事業者（単体または共同企業体）間で締結。
- ⑥ 運營業務委託契約：基本契約に基づき、連合と特別目的会社間で締結。
- ⑦ 副生成物処理/運搬業務委託契約：基本契約に基づき、連合と各企業、特別目的会社間で締結。